

旭川医科大学化学物質・有害物・廃棄物等管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学化学物質・有害物・廃棄物等管理委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学化学物質・有害物・廃棄物等管理委員会規程（平成16年旭医大達第62号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 基礎医学講座の教員 2人</p> <p>(2) 臨床医学講座の教員 2人</p> <p>(3) 看護学科の教員 1人</p> <p>(4) 一般教育（理系）の教員 1人</p> <p>(5) 病院中央診療施設等の教員 1人</p> <p>(6) 薬剤部長</p> <p>(7) <u>事務局次長（総務・教務担当）</u></p> <p>(8) 特別管理産業廃棄物管理責任者（感染性廃棄物の管理を除く。） 1人</p> <p>(9) その他委員長が必要と認めた教員</p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 基礎医学講座の教員 2人</p> <p>(2) 臨床医学講座の教員 2人</p> <p>(3) 看護学科の教員 1人</p> <p>(4) 一般教育（理系）の教員 1人</p> <p>(5) 病院中央診療施設等の教員 1人</p> <p>(6) 薬剤部長</p> <p>(7) <u>総務部長</u></p> <p>(8) 特別管理産業廃棄物管理責任者（感染性廃棄物の管理を除く。） 1人</p> <p>(9) その他委員長が必要と認めた教員</p>

2・3 (略)

(略)

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第4条第1項第7号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

2・3 (略)

(略)